

平成29年度 たちばな園事業計画

【選ばれる施設づくり】

◎ 施設運営の基本的考え方

- 障害者が、その有する能力や適性に応じて、できる限り自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、利用者の人権や意思を尊重しエンパワメントの考え方に立って、満足度の向上を目指した質の高いサービスを提供するとともに、利用者の安心・安全の確保に努める。
- 在宅障害者（児）に対する「相談支援の充実」に向けて、保育所等へ通園する園児や児童の支援、幼児健診時の相談支援を積極的に行い、障害児に対する支援の拡充を図る。
また、「地域生活への移行」を支援するため、グループホームの創設や生活介護の定員について具体的に検討する。

◎ サービス提供の基本方針

1 利用者本位のサービス提供

(1) 利用者を尊重する姿勢

ア 基本姿勢

利用者の高齢化に伴い、利用者の心身機能の低下や慢性疾患の悪化等に対応した支援や重度化する利用者に対する支援の向上を図るため、個々の障害特性に配慮した支援に努める。

イ 基本的人権への配慮

利用者一人ひとりの個別性（心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等）を十分理解し、基本的人権を尊重してサービスを提供するとともに、入浴や排泄のケアをはじめ様々な場面でプライバシーの保護について徹底する。

また、人権委員会（年3回）を継続するとともに、職場内研修の実施や外部研修への積極的な参加を通じて、人権に対する職員の意識の更なる向上を図る。

ウ 身体拘束廃止・虐待防止の取組

「障害者の虐待防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、当事業団の「職員行動規範」等に基づく虐待防止の取組について、全職員に対し会議や様々な機会を通じて周知徹底する。また、3ヶ月毎に開催する人権対策委員会を通じて、虐待防止に関する知識の習得と支援に係る技術の向上を図る。

エ 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の活用

「地域福祉権利擁護事業」の活用について、出身市町の担当課・社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の啓発に努める。

(2) 利用者満足度の向上

「利用者満足度調査」を引き続き実施し、その結果を掲示板や利用者懇談会、家族会等の場で公表するとともに、全職員が調査結果を共有し、意見・要望に応じ対策を講じ、利用者へのサービス改善に計画的に取り組む。

(3) 利用者等が意見を述べやすい体制の確保

ア 利用者・家族からの意見・要望への対応

たちばな園利用者自治会や保護者会等との意見交換の場を活用することをはじめ、毎月定例の全員朝会（利用者への伝達・利用者からの発言の場）や日常のサービス提供中を含め、利用者や家族からの意見・要望を積極的に聴き取るよう努める。

また、利用者等からの意見や要望については、その内容を関係職員間で共有し、改善を図るなど迅速に対応するとともに、対応結果を利用者・家族にフィードバックして、対応の取組に理解を得るよう努める。

イ 苦情解決の取組

利用者や家族、地域住民等からの苦情に対しては、「福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」に基づき対応する。また、苦情対応方法について検討・周知を図り、その解決に向けて迅速かつ的確に対応する。

「ちょっと気づき箱」へ投函された苦情や気づきを「苦情解決委員会」等で取り上げて対処し、結果について「全員朝会」や「苦情解決委員会」で解決・改善の状況や結果を報告するとともに職員間で内容を共有し、サービスの向上を図る。

2 サービスの質の確保・向上

(1) サービスの質の充実

ア 個別性に配慮した支援

利用者がより充実した日常生活を営むことができるよう、個別支援計画について、適宜、評価・見直しを行うとともに、利用者一人ひとりの支援サービス目標が達成できるよう、利用者の障害特性に応じた支援の工夫や生活リハビリの充実、福祉用具の活用など、よりきめ細やかな支援に努める。

イ 健康管理

利用者一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防について徹底するなど、日常的に疾病予防対策に取り組むとともに、協力病院や嘱託医との連携を図りながら、疾病等の早期発見・早期治療に努める。

また、心身機能の維持、体力を保持していくことが、病気や思わぬ怪我から自身の身を守り、免疫力や抵抗力を付けることに繋がることから、日中活動を通じて適度な運動量の確保が図れるよう努める。

ウ 食事サービス

栄養ケアマネジメントにより利用者の身体状況・嗜好等を考慮しながら、個々の利用者に応じた食事サービスを提供するとともに、地産・地消の実践や旬の食材の使用など、安全で季節感のある食事の提供に努める。

エ 機能訓練

利用者の身体・精神機能に応じた機能訓練の方法について検討し、集団（食事前の誤嚥防止の発声、ラジオ体操やリハビリ体操等）又は個別の機能訓練を実施する。

年3回の理学療法士による「実地（特に個別）指導」を通じて、心身・歩行機能の低下が見られる利用者に対する適切な対処方法の習得に努める。

オ 生活環境の向上

生活環境は利用者の生活の質を左右する重要な要素であり、必要な設備の整備に取り組みなど、可能な限り快適な環境の確保に努める。

カ 新たなプログラムの研究・導入

利用者のニーズの変化や将来予測される新たなニーズに対応するため、既存の様々なサービスプログラム（ケア、支援等）の改善に努める。

(2) サービスの評価

ア 自己評価の実施

第三者評価の受審に当たり、事前に評価機関に提出する自己評価調査表について、昨年度の自己評価における課題等を職員間で共通認識するとともに、対応策を検討・実施した上で作成し、調査に臨む。

イ 第三者評価の取組

第三者評価を受審し、その結果や課題を職員間で共有するとともに、課題に対する対応については、職員間で周知徹底し取り組む。

(3) サービスの適切な実施のための取組

ア 各種業務マニュアルの充実

新たなマニュアルの制定や既存マニュアルの内容を定期的に見直し、内容の確認・見直しを図る。

イ サービス実施計画の策定・実施

利用者・家族からの意見に耳を傾け、各職種が連携・協働して的確なアセスメントを行い、利用者一人ひとりの個別性に配慮した個別支援計画を策定し、適切にサービスを提供していく。

また、計画等については、利用者への説明・同意を求めることで、エンパワーメントの活用にも努めたい。

ウ サービス関連情報の共有化

個別支援計画、サービスの実施記録等、支援ソフト（絆）を活用して、関係職員による情報の共有を徹底して、サービスの均質化や質の向上を図る。

3 利用者の安全確保とリスク対策

(1) 利用者の安全確保

ア 事故、感染症等に係るリスクマネジメントの推進

利用者の安全を確保する上で、事故や感染症等は最大限の注意を払い回避するとともに、リスクマネジメントの観点に立ち、各種マニュアルに基づく適切な対応に努める。

介護事故等の防止に向け、引き続き、サービス提供の各場面における事故・ヒヤリハット事例について、SHELLモデルを活用した要因分析を行い、リスク軽減の措置を講じるなど、きめ細かな対応を図る。

また、感染症については、常にその発生動向等に関する情報収集に努め、必要な予防対策を実施するとともに、感染症の発生時においては、関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえ、適切な蔓延防止対策を実施する。

イ 食品の安全確保、衛生管理の徹底

平素から食品の安全に関する情報を収集し、食材の購入にあたっては、取引業者に安全確認を要請するとともに、検収時、産地や賞味期限等をチェックするなど、食材の安全確保に万全を期するよう努める。

また、調理業務委託業者への食品の安全に関する情報提供、衛生管理の徹底を図るとともに、必要に応じてマニュアルの確認・見直しを行い、食中毒や感染症の予防を図る。

ウ 施設・設備の点検及び修繕等の実施

点検簿を作成し、施設内外のリスクの高い個所の点検を定期的に行うとともに、腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等については日常の点検を徹底する。

点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、利用者の安全の確保を図る

ため、速やかに修繕等を行う。

(2) 危機管理

ア 災害（火災、台風、地震等）等に係る対策の充実

消防・防災訓練や災害の種類に応じた避難訓練を継続実施するとともに、「消防計画」等については、職員へ周知を図る。

特に、昨年度、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域の指定を受けたことを踏まえ、「防災マニュアル」を見直し、土砂災害発生時における対応を強化するとともに、土砂災害を想定した避難訓練に取り組む。

また、近隣の医療機関や障害者施設との相互応援協定の締結に取り組むとともに、非常災害等に際しては、「事業継続計画」や「事業団施設間相互支援実施要領」に基づき、迅速かつ的確な対応を図る。

さらに、備蓄品については計画的に購入し、合わせて災害時の献立の充実を図る。

イ 不審者対応の徹底

不審者対応マニュアルの見直し等を適宜行い、不審者への対応力の向上を図る。

また、昨年度設置した防犯カメラを活用するとともに、不審者情報を察知した場合には、職員間で情報を共有し、利用者の安全確保を第一に、警察署等と連携し的確な対応を図る。

【地域とともに歩む施設づくり】

1 地域福祉の拠点としての役割の発揮

(1) 関係機関・団体等とのネットワークづくり

地域において、地域福祉の拠点として役割を発揮する上で、地域内のネットワークの形成が不可欠であることから、関係機関・団体等との関係づくりに努める。

(2) ニーズの変化に対応した在宅サービスの拡充

高齢者、障害者（児）等の福祉の向上に一層貢献できるよう、ニーズの変化を踏まえ、各種在宅サービスの拡充を図る。

また、保育所等へ通園している園児・児童の支援を積極的に行うなど、相談支援事業の更なる拡充に取り組むとともに「地域生活への移行」を支援するグループホーム等の整備に関する具体的な検討を継続する。

(3) セーフティネット機能の発揮

障害者の緊急・困難ケースについて、ショートステイ等（日中一時支援事業も含む）により可能な限り受け入れるなど、関係機関や関係施設等との連携の下、地域におけるセーフティネット機能を積極的に発揮していく。

(4) 地域貢献活動の積極的展開

社会福祉法人としての公益性を一層発揮するため、たちばな園が有する人的・物的機能を活用し、園独自に又は地域の団体等と連携して、様々な地域貢献活動を積極的に展開していくよう努める。

ア 地域における公益的な取組

低所得者等に対する利用料等の減免措置を実施するとともに、独居高齢者・障害者等を対象とした配食サービスの実施に向け、具体的な取組方法の検討を行う。

また、油良地区の住民へ「園だより」を配布し、その際、声かけなどを行うことで、住民の安否確認に繋げる取組を継続する。

イ その他の活動

「プラスワンの精神」で、創意・工夫しながら、小・中学校との福祉交流を実施するなど、地域貢献の取組を展開するよう努める。

(5) 災害時要配慮者に対する支援

「災害対策基本法」を踏まえ、非常災害時に災害時要配慮者の避難所（福祉避難所）として地域貢献できるよう、市町からの要請に応えるよう努める。

また、周防大島町から地域の一次避難場所として、指定を受けていることから、地域懇談会等の機会を通じて、町担当者の説明の機会を設けるなど、地区住民及び関係団体の代表者とともに園及び地域の実情や非常時における具体的な共助の方法などについて、関係者の意見交換を深めていくよう努める。

2 地域交流・施設開放の推進

(1) 地域との相互交流機会の拡大

地域との交流を通じ、利用者の活動範囲を広げQOLを高め、また、地域の人々に施設や利用者に対する理解を深めていただくよう努める。

地域社会の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画・参加するとともに、地域の人々に施設の行事やボランティア活動に参加してもらうなど、施設と地域の相互交流の機会が拡大していくよう努める。

(2) ボランティアの積極的な受入れ

広報やホームページにより新規ボランティアを募集し、新たなボランティアの開拓に努める。周防大島町社会福祉協議会や各種ボランティア団体等との関係づくりを進めながら、多様なボランティアの受入れに努める。

(3) 施設・設備や専門的機能の開放

施設開放の一環として、地域住民等からの要請に応じ、本来のサービスの提供に支障のない範囲で、会議室、設備・備品等の貸出し対応に努める。

また、学校や各種団体からの講師派遣依頼については、引き続き協力していく。

(4) 地域でのボランティア活動の実施

地元自治会の行事（油良地区清掃活動）、油良子供会と連携した活動（油良地区海岸清掃）、油良地区児童公園（除草奉仕作業）、東和中学校（運動会前の会場整備）、油良地区祭り（御輿巡り加勢）、高齢者・障害者施設事業所及び地域サロンへのハンドベル訪問演奏、柳井圏域の障害者スポーツ大会（職員の協力）、学校文化祭・イベント（職員参加協力）等を通じて、地域でのボランティア活動に利用者及び職員も加わることによって、より地域との絆が深まるよう努める。

